

【パブリックコメント閲覧用】

(案)

熊谷市情報化推進計画

— e-くまがやICT推進プラン2 —

平成26年2月

熊谷市

—目次—

第1章 本計画の基本的な考え方	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 情報化の動向	3
1 国のICT政策動向	3
(1) 「世界最先端IT国家創造宣言」	4
(2) 「電子自治体の取組みを加速するための検討会」	4
2 県の政策動向	9
(1) 埼玉県IT推進アクションプラン	9
(2) 埼玉県電子自治体推進会議	10
第3章 本市の情報化施策	11
1 ICTを活用した情報発信	11
2 熊谷地域ポータルサイト「あついぞ.com」の概要	12
3 電子自治体の推進	13
4 情報化推進計画の評価	15
(1) 行政サービスの高度化による利便性の向上	15
(2) 行政の簡素化・効率化・省エネ推進	16
(3) 市民の情報サービス利用機会の向上	17
(4) まちづくり・観光振興・協働	17
(5) 行政システムのセキュリティ向上	18
第4章 計画推進のための施策	19
1 概要	19
2 具体的な施策	21
(1) eLTAXの利用促進	21
(2) 「ゆうゆうバス」位置情報取得サービス	22
(3) 市税等の納付環境整備	23
(4) 統合型GISの整備	24
(5) 住民票等のコンビニ交付	25
(6) システム調達ガイドライン	26
(7) ICT部門の業務継続計画	27
(8) 電子自治体の推進	28

(9)	庁内ネットワークの整備	29
(10)	ICT環境の高度化.....	30
(11)	番号制度対応推進	31
(12)	ワンストップサービス推進.....	32
(13)	市ホームページの充実.....	33
(14)	総合的なメール配信サービス	34
(15)	住基カード利活用	35
(16)	図書館での新規サービス実施	36
(17)	電子アンケート	37
(18)	地域の情報化支援	38
(19)	安心安全情報の充実.....	39
(20)	観光・文化財ナビの作成	40
(21)	避難行動要支援者（災害時要援護者）の避難支援	41
(22)	行政システムのセキュリティ向上.....	42
3	推進体制.....	43

第1章 本計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本市は、平成20年(2008年)3月に第1次熊谷市総合振興計画を策定し、将来都市像を『川と川 環境共生都市 熊谷』と定め、人々の交流が活発で、市民一人ひとりが豊かな環境の中で誇りと希望を持って生き生きと生活している都市を目指してきました。

その後、平成25年(2013年)3月に、前期基本計画が終了し、これまでの熊谷市総合振興計画・基本構想を継承しつつ、引き続き将来都市像の実現に向け、後期基本計画が策定され、施策の一つとしてICT*などを活用し行政サービスを充実するとしています。

国においては、平成18年(2006年)1月に「IT*新改革戦略」がIT戦略本部により定められ、平成25年(2013年)6月には、「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定されました。また、総務省から電子自治体推進のため平成26年(2014年)に示される「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」においては、自治体クラウド*の取組の加速など、新たな電子自治体のステージが求められています。

このような動向を踏まえ、引き続き情報システムの安全性・信頼性の確保に十分配慮しながら、各種行政手続の電子化、市民サービスの質的向上・利便性の向上、地域の活性化など、情報化社会に対応した電子自治体を具体的に推進することを目的として、「熊谷市情報化推進計画（e-くまがやICT推進プラン2）」を策定します。

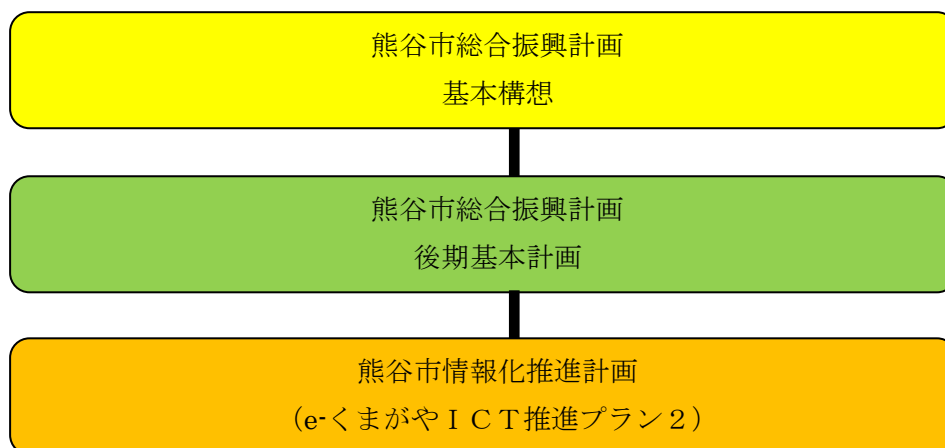
*ICT (Information and Communication Technology)【アイ・シー・ティ】
情報・通信に関連する技術一般の総称。従来頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられる。本書では原則ICTを使用するが、既に作成されている政策等では「IT」が使用されている場合もある。

*IT (Information Technology)【アイ・ティ】
情報に関連する技術一般の総称。

*自治体クラウド
地方自治体がネットワークを使用して、複数の自治体で共通の業務システムを利用できる環境のこと。

2 計画の位置づけ

平成 20 年(2008 年)3 月に策定された「熊谷市総合振興計画」を上位計画と位置づけ、その基本構想を実現するために情報化の視点から見た具体的な施策を示した計画として、「情報化推進計画」を位置づけます。



3 計画期間

本計画の期間は、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの5年間とします。

なお、社会環境の変化及び情報化の進展に対応できるよう、周辺環境に大きな変化が生じた場合、必要に応じて見直します。

20 年度 (2008年度)	21 年度 (2009年度)	22 年度 (2010年度)	23 年度 (2011年度)	24 年度 (2012年度)	25 年度 (2013年度)	26 年度 (2014年度)	27 年度 (2015年度)	28 年度 (2016年度)	29 年度 (2017年度)	30 年度 (2018年度)
熊谷市総合振興計画 (基本構想)										
熊谷市総合振興計画 (前期基本計画)					熊谷市総合振興計画 (後期基本計画)					
熊谷市情報化推進計画 (e-くまがや ICT 推進プラン)						熊谷市情報化推進計画 (e-くまがや ICT 推進プラン 2)				

第2章 情報化の動向

1 国のICT政策動向

国では、平成13年(2001年)以来、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）を中心にIT革命への本格的な取組を開始しました。e-Japan戦略*、u-Japan政策*、i-Japan戦略2015*、IT新改革戦略等を推進し、平成25年(2013年)6月には「世界最先端IT国家創造宣言」を策定し推進しています。

一方で、地方分権改革の加速、厳しい財政状況、地域における社会変化など、地方を取りまく環境の変化は大きく、電子自治体の取組においてもこれら問題への対応が求められています。これらを踏まえ、総務省では、各地方公共団体が電子自治体関連政策を推進する際の参考として平成19年(2007年)3月に策定した「新電子自治体推進指針」を改訂するため、「電子自治体の取組みを加速するための検討会」が開催され平成25年度(2013年度)中に公表される予定です。

***e-Japan【イージャパン】**

全国民がITのメリットを享受できる社会の実現を目指し、国家が中心となって情報技術の普及に取り組んでいこうとする構想。

***u-Japan【ユージャパン】**

ユビキタスコンピューティング環境が整った社会。e-Japan構想の実現後の次の課題として、総務省が2004年5月に打ち出したu-Japan政策から広まった用語。

***i-Japan【アイジャパン】**

国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現を目指して2015年の我が国の将来ビジョンを示した戦略。



(出典：平成26年(2014年)1月 「総務省電子自治体の取組みを加速するための検討会」資料)

(1) 「世界最先端 IT 国家創造宣言」

「世界最先端 IT 国家創造宣言」では、3項目を柱として、目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取組が策定されました。

- ア IT・データの利活用による、国民が日本経済の再生を実感できる革新的な技術や複合サービスの創造による新産業創出と全産業分野の成長への貢献
- イ 国民が健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会への貢献
- ウ 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられるように、国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革への貢献

(2) 「電子自治体の取組みを加速するための検討会」

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の成立及び「世界最先端 IT 国家創造宣言」の閣議決定を受け、今後の電子自治体推進の加速に係る指針の策定に向け、平成 25 年(2013 年)7 月から開催され今後の電子自治体推進施策を総務省で検討しています。

平成 26 年(2014 年)1 月現在「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」案が公開されています。

項番	指 針	内 容
指針 1	番号制度の導入に併せた自治体クラウドの導入	地方公共団体においては、番号制度導入のスケジュールに合わせて自治体クラウドの導入に取り組み、関係経費の節減と事務負担の軽減等業務システムの効率的・効果的な運用を図ること。
指針 2	大規模な地方公共団体における既存システムのオープン化*・クラウド*化等の徹底	大規模な地方公共団体において、情報システムの形態により他団体との情報システムの共同利用・標準化が直ちには困難であると認められる場合には、まずは自団体の情報システムのオープン化を徹底すること。その後、指針 1 における自治体クラウドへの展開を検討すること。 併せて、仮想化技術*を活用した全庁的共通システム基盤の導入等、情報システム改革に積極的に取り組むこと。

項番	指 針	内 容
指針 3	都道府県による域内市区町村の自治体クラウドの取組み加速	都道府県は、指針 1 が円滑に実行されるよう、協議・調整の場の設置、技術的助言等により、域内市区町村の自治体クラウドの取組みについて積極的な役割を果たすこと。また、都道府県は自らの情報化推進計画等の中で、域内市区町村の自治体クラウド導入に対する支援等に関する目標設定等を行うこと。
指針 4	地域の実情に応じた自治体クラウド実施体制の選択及び自治体クラウド導入を見据えた人材育成・確保	自治体クラウドの導入・運用体制には、「一部事務組合」「広域連合」「協議会」「代表団体への事務委託」などの様々な形態があるが、その選択は、意思決定の迅速さ、運用体制の安定性等を考慮に入れ、地域の実情に応じた総合的な判断の下で行うこと。 また、他の地方公共団体が途中参加しやすい自治体クラウドの運用体制とすること。

***オープン化**

コンピュータの世界でオープン標準に準拠したソフトウェアや、それを使用しているコンピュータのこと（特定のメーカーの製品のみで構成されるシステムではないこと。）。

***クラウド**

ネットワークを使用して、共通の業務システムを利用できる環境のこと。

***仮想化技術**

物理的に 1 台のサーバを複数台の仮想的なサーバに分割し、それぞれに別の OS やアプリケーションソフトを動作させる技術のこと。

項番	指 針	内 容
指針 5	パッケージシステムの機能等と照合した業務フロー*の棚卸し・業務標準化によるカスタマイズ*の抑制	<p>地方公共団体は、自治体クラウド導入を含め情報システムの更新にあたり、安易にカスタマイズ要望を積み上げることなく、自らの業務フローを棚卸し・分析すること。その際には、クラウドベンダ*が提供するパッケージシステムの機能・帳票等と業務フローを照らし合わせ、業務の標準化を徹底的に実施し、パッケージシステムのカスタマイズを必要最低限に抑制するとともに、事務の共同アウトソーシング等を含めた行政事務の最適化を図ること。</p> <p>また、次期システム更新も視野に入れ、自治体クラウド導入後も継続的に業務の可視化に取り組むこと。</p>
指針 6	明確な S L A*の締結、中間標準レイアウトの活用等による最適な調達手法の検討	<p>地方公共団体はクラウドベンダ選定の際に、サポート体制・セキュリティを含む業務に必要な非機能要件を十分に精査し、ベンダとの責任分界等を明確にした S L Aを締結すること。</p> <p>また、地方公共団体は、自治体クラウド等新規システムを調達する際、契約期間満了時に業務システムが保有する実データを総務省が公開する中間標準レイアウト仕様によりデータ提供する旨を調達仕様書へ明記するとともに、地域情報プラットフォーム*に準拠したシステムを導入することで、将来にわたる競争性を確保すること。</p>

***業務フロー**

庁内の事務手続き処理の流れのこと。

***カスタマイズ**

庁内の事務手続き処理の流れとパッケージ処理の流れが異なる場合、パッケージを庁内の事務手続き処理の流れに改造すること。

***クラウドベンダ**

クラウドサービスを提供している会社のこと。

***S L A (Service Level Agreement)【エス・エル・エー】**

サービス品質の保証項目や、それらを実現できなかった場合の規定などをサービス契約に含めるなどして、利用者にサービスの品質を保証する制度のこと。

***地域情報プラットフォーム**

自治体を持つ情報システムをはじめとした、地域内外のあらゆる情報システムを全国規模で連携させるための共通基盤。総務省主催の「地域における情報化の推進に関する検討会」の中で提言され、2005年10月に設立された「全国地域情報化推進協会」で標準仕様の作成・管理が行われている。

項番	指 針	内 容
指針 7	オープンデータの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対するニーズの精査及び推進体制の整備	<p>地方公共団体は、保有するデータへの民間企業のニーズが高いことを念頭に、国のオープンデータ戦略等と十分に連携を図り、ニーズの高いデータについて精査を行い、部局間情報連携・情報公開体制の充実を行うこと。</p> <p>その際には、オープンデータと個人情報保護・情報セキュリティとの関係についても整理し、住民の理解が得られる形での積極的なオープンデータ施策を実施すること。</p>
指針 8	I C T利活用による更なる住民満足度向上の実現	<p>地方公共団体は、行政の I C T利活用の促進について、これまで国が提示してきた指標であるオンライン利用率の向上に向けた取組みに加え、住民利便性・サービス形態のニーズ・セキュリティの確保等を考慮に入れた、住民等の満足度が向上するような地域の実情に応じた多様な取組みを行うこと。</p>

項番	指 針	内 容
指針 9	C I S O *機能の明確化等、情報セキュリティに関する人材・体制の強化	<p>地方公共団体は、多様化する情報セキュリティ事案に対応するため、情報システムの整備・推進部門とは独立したC I S O機能の重要性を認識し、情報セキュリティポリシーの必要な見直しを通じて体制を強化すること。また、情報セキュリティインシデント*発生時の対応については、国への情報提供などの連絡体制の整備を一層徹底すること。</p> <p>東日本大震災のような大災害が発生した場合であっても、地域住民に対して適切かつ迅速なサービスの提供を行うため、I C T - B C P *の早急な策定に向けた取組みを行うこと。</p>
指針 1 0	チェックリストを活用した強力なP D C Aの構築	<p>地方公共団体は、指針 1 ～指針 9 に関する施策について、国の方針とも連携しながら、定量的なK P I *を含むチェックリストを作成し、P D C A *体制を強化すること。</p> <p>都道府県は、域内市区町村の情報化施策の推進に資するため、市区町村におけるチェックリスト作成・活用状況を把握し、必要に応じて支援を行うこと。</p> <p>各団体のC I O *は、情報企画・戦略の責任者としてチェックリストを活用し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ改善策等を指示すること。また、チェックリストに基づく改善状況等を公開すること。</p>

*C I S O (Chief Information Security Officer)
【シー・アイ・エス・オー】
最高情報セキュリティ統括責任者のこと。

*C I O (Chief Information Officer)【シー・アイ・オー】
最高情報統括責任者のこと。

*I C T - B C P 【アイ・シー・ティ・ビー・シー・ピー】
I C T 部門の非常時の業務継続計画 (Business Continuity Plan) のこと。

*K P I (key performance indicator)【ケイ・ピー・アイ】
重要業績評価指標のことで、目標達成の度合いを計る指標のこと。

*情報セキュリティインシデント
情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる現象や事案のこと。情報漏えい事件・事故など。

*P D C A (Plan-Do-Check-Action)【ピー・ディー・シー・エー】
管理サイクル・マネジメント手法の一つ。

2 県の政策動向

(1) 埼玉県 IT 推進アクションプラン

平成 25 年(2013 年)12 月の「埼玉県 IT 推進アクションプラン 2014-2016 (仮称)」案で、「IT を活用した県民生活の更なる利便性の向上」を目標とし、目標を実現するため、IT を「経済成長と県民生活向上のツール」として位置づけ、次のテーマを柱として施策を今後 3 年間で推進することが示されました。

柱	施策
新たな課題・ 技術への対応	クラウドコンピューティングの活用拡大
	タブレット端末等の効果的な活用
	オープンデータ化の推進
	官民連携による県政情報の発信
	社会保障・税番号制度を支える基盤の整備
県民生活に関わる重 要システムの構築	県民生活の安心・安全の確保
	IT 利活用による利便性の向上
	IT を活用した共助社会づくりの推進
	IT 推進を担う産業の育成
	IT 基盤の高度化の推進
システムの再構築と 危機管理	庁内システムのマネジメントの推進
	IT 利活用による行政事務の効率化
	IT 推進を担う人材の育成
	情報セキュリティの強化とサイバー犯罪対策
	有害情報等への対策の強化

(2) 埼玉県電子自治体推進会議

県では、LGWAN*の県内ネットワーク部分である埼玉県行政ネットを円滑に運営するための連絡調整を行うとともに、県内市町村の地域情報化、電子自治体構築を推進することを目的として、埼玉県電子自治体推進会議を設置しています。

この会議は、埼玉県及び県内市町村を構成員とするもので、会議の目的達成のための専門的な調査を行う専門部会での研究や、情報化に資する人材育成のための共同事業としての研修などを実施しています。

<専門部会>

- ① 電子申請専門部会
共同運営ワーキンググループ
電子申請ワーキンググループ
- ② 自治体クラウド研究専門部会

*LGWAN (Local Government Wide Area Network)

【エル・ジー・ワン】

中央省庁の相互ネットワークである霞ヶ関WANに対して、都道府県、市区町村を相互接続するネットワークで、総合行政ネットワークの略称。

・電子申請共同システムの県内団体の利用状況

利用団体
熊谷市、埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、松伏町

第3章 本市の情報化施策

1 ICTを活用した情報発信

インターネットを活用した情報提供として、新「熊谷市」ホームページを平成17年(2005年)10月の合併にあわせ稼動を開始しました。また、熊谷地域ポータルサイト「あついぞ.com」を開設し、イベント情報の発信やお店のホームページへのリンクを掲載した「便利サイト」を目指しています。

年 度	事 業 内 容
平成 17 年度 (2005 年度)	新「熊谷市」合併誕生により、新市ホームページの稼動開始 <URL> http://www.city.kumagaya.lg.jp/
	熊谷市地図検索システム「くまっぷ」(電子国土版)稼動開始
平成 18 年度 (2006 年度)	「チャレンジ・ステージくまがや」 開設
	電子申請サービス(県の共同利用) 開始
	熊谷市地図検索システムを「くまっぷ」(グーグル版)に変更し稼動開始
	熊谷地域ポータルサイト「あついぞ.com」開設 <URL> http://www.atsuizo.com/
平成 19 年度 (2007 年度)	観光協会ホームページ 開設
平成 20 年度 (2008 年度)	「熊谷市Web博物館」 開設
	「あっぱれ!熊谷流」 開設
	トップページリニューアル・熱中症予防情報の運用開始
	インターネット議会中継 開始
平成 21 年度 (2009 年度)	メール配信サービス「メルくま」 配信開始
平成 23 年度 (2011 年度)	「熊谷市Web博物館」を「熊谷デジタルミュージアム」に リニューアル実施
平成 24 年度 (2012 年度)	熊谷市公式 Facebook、熊谷市公式 Twitter 開設
	ほいくメールくまがや 配信開始
平成 25 年度 (2013 年度)	「チャレンジ・ステージくまがや」 リニューアル実施
	デジタルサイネージ(電子看板)を熊谷駅コンコースに設置
	熊谷地域ポータルサイト「あついぞ.com」 リニューアル実施

2 熊谷地域ポータルサイト「あついぞ.com」の概要

熊谷地域ポータルサイト*「あついぞ.com」は、平成19年(2007年)3月1日から運用開始しました。財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）からの助成を受け、本市と立正大学の連携事業として、市民の方はもちろん、本市に興味のある方の便利サイトを目指して立ち上げ、地域のイベント情報やお店のホームページのリンクを掲載し、情報を発信しています。また、市民活動を応援する情報も数多く発信するとともに、平成20年(2008年)5月からは地域SNS*「あついぞホッとcom」との連携も図り、街や地域の活性化を応援している地域ポータルサイトです。



*地域ポータルサイト
地域の観光情報やイベント情報、お店の情報など情報収集が1カ所のできるような、総合窓口サイトのこと。

*地域SNS (Social Networking Service)
【地域エス・エヌ・エス】
ブログ、電子掲示板、コミュニティや地域情報などを入手することができる地域向けの交流・情報提供サービスのこと。

「あついぞ.com」のサイトマップ

雪くま	雪くま 高人気
B級グルメ	しなり寿司
	ふらい
	熊谷うどん
	熊谷ホルドピ
	五家荘
	焼いも
イベント情報	高人気
	ほたるマップ
	まちで見つけた
	イベント情報
	縁結び観光周遊バス
	川の国埼玉 魅力100選
駐車場	冷やしチャンプー
	高人気
	さくら号バス停
	ひまわり号バス停
	ほたる号バス停
	グライダー号・ムサシミロ号バス停
花マップ	市街地駐車場・駐輪場
	直売所マップ
	直売所マップ
あつなび6	直売所マップ 高人気
あつなび8	丸ポストを探せ!! 高人気
	観光ガイド 高人気

お知らせ	お知らせ
イベント予定	公開
あついぞ画像館	QRコード
	これ何?教えて「あつべえ」
	まちで見つけた
	イベント
	ポスター
	活動報告
	桜情報
	高人気
	トップラング
	お店検索
	新着サイト
	更新サイト
	人気サイト
	カテゴリマップ
	ヘルプ
ヘッドライン	子育てネットくまがや
	熊谷市ホームページ
サイト内検索	サイト内検索
お問い合わせ	お問い合わせ
関連サイト	子育てネットくまがや
	新川エコミュージアム
	歩くま
あついぞ.comについて	利用規約
	プライバシーポリシー
	FAQ(よくある質問)

3 電子自治体の推進

本市では、平成9年度(1997年度)から公共施設予約サービスを開始し、平成14年度(2002年度)には図書館蔵書検索予約システムを導入するなど、独自に電子自治体の推進に取り組むとともに、国の施策にあわせ電子自治体の基盤（総合行政ネットワーク（L G W A N）・公的個人認証サービス・住民基本台帳ネットワークシステム等）を運用してきました。また、平成18年度(2006年度)には「埼玉県市町村電子申請共同サービス」に、平成19年度(2007年度)には「埼玉県電子入札共同システム」に参加し、利便性向上を図っています。

オンライン化されている行政手続の一覧

項番	手 続 名	担当課	システム
1	文化・スポーツ施設等の利用予約	情報政策課	施設予約
2	市政宅配講座申込み	広報広聴課	電子申請
3	特別徴収税額の特例承認申請書	市民税課	電子申請
4	光ディスク等による提出承認申請書（給与支払報告書）	市民税課	電子申請
5	光ディスク等による提出承認申請書（公的年金等支払報告書）	市民税課	電子申請
6	給与支払報告書及び総括表	市民税課	eLTAX
7	特別徴収に係る給与所得者異動届出書	市民税課	eLTAX
8	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	市民税課	eLTAX
9	特別徴収への切替申請書	市民税課	eLTAX
10	退職所得に係る納入申告書及び特別徴収票	市民税課	eLTAX
11	公的年金等支払報告書	市民税課	eLTAX
12	（法人市民税）確定申告書	市民税課	eLTAX
13	（法人市民税）修正申告書	市民税課	eLTAX
14	（法人市民税）中間申告書	市民税課	eLTAX
15	（法人市民税）予定申告書	市民税課	eLTAX
16	法人（設立・開設・異動）届出書	市民税課	eLTAX
17	（償却資産）全資産申告書	資産税課	eLTAX
18	（償却資産）増加資産・減少資産申告書	資産税課	eLTAX
19	（償却資産）修正申告書	資産税課	eLTAX
20	住民票の写し請求	市民課	電子申請
21	住民票記載事項証明請求	市民課	電子申請
22	戸籍の附票の写し請求	市民課	電子申請

項番	手続名	担当課	システム
23	妊娠届	市民課	電子申請
24	付記転出届	市民課	電子申請
25	町名地番（住居表示）変更証明交付申請	市民課	電子申請
26	国民健康保険税申告	保険年金課	電子申請
27	特別障害者手当現況届	障害福祉課	電子申請
28	障害児福祉手当現況届	障害福祉課	電子申請
29	福祉手当現況届	障害福祉課	電子申請
30	犬の新規登録・狂犬病予防注射済票交付申請	環境衛生課	電子申請
31	狂犬病予防注射済票交付申請	環境衛生課	電子申請
32	狂犬病予防注射済票再交付申請	環境衛生課	電子申請
33	犬の鑑札の再交付申請	環境衛生課	電子申請
34	犬の死亡届	環境衛生課	電子申請
35	犬の登録事項変更申請	環境衛生課	電子申請
36	犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付申請（熊谷地区狂犬病予防協会会員専用）	環境衛生課	電子申請
37	人生記念樹申込み	公園緑地課	電子申請
38	競争入札参加資格審査申請	契約室	電子入札
39	競争入札における入札手続	契約室	電子入札
40	水道使用開始届	水道部営業課	電子申請
41	水道使用中止届	水道部営業課	電子申請
42	水道使用中止開始届	水道部営業課	電子申請
43	図書館の図書貸出予約	熊谷図書館	蔵書 検索予約

*** e L T A X【エル・タックス】**

地方税に関する総合窓口としてインターネットを通じて広く利用できるシステムのこと。

4 情報化推進計画の評価

平成22年(2010年)3月に策定した「熊谷市情報化推進計画（e-くまがや I C T 推進プラン）」（前計画）の施策について、実施内容は以下のとおりです。

（１） 行政サービスの高度化による利便性の向上

行政サービスの高度化による利便性の向上として 9 つの施策を計画し、実施しました。本計画でも継続し拡充します。

市内循環バスについては、運用システムを市内 3 系統から 6 系統に拡大しましたが、位置情報取得サービスについては、本計画にて実現を目指します。

具体的な施策		実施内容	実施状況	本計画
(1)	eLTAX の導入	eLTAX を導入し、14 種類の手続が可能になりました。	実施	拡充
(2)	携帯電話向け情報発信の充実	「熊谷市携帯向けサイト」のアクセス目標を平成 24 年度(2012年度)には月間4,500件とし、実績は7,907件となり目標を超えました。	実施	拡充
(3)	総合的なメール配信サービス	メール配信サービス「メルくま」にて、メール配信した内容を市の公式 Facebook、Twitter にも掲載しました。「熱中症予防情報メール」登録者に、11月～4月は「かぜ予防情報メール」を配信しました。 保育課及び保育所等から保護者への連絡体制充実のため、メール配信サービス「ほいくメールくまがや」を整備しました。	実施	充実
(4)	水曜日“燃えないごみ”メール配信	平成 21 年度(2009 年度)に実施し、継続しています。	実施	完了 (事業は継続)
(5)	市内循環バス位置情報取得サービス	バスを運行する系統数を拡大しましたが、位置情報取得サービスについては、調査及び検討を重ねているところです。	未実施	実施

具体的な施策		実施内容	実施状況	本計画
(6)	イベント・講習会申込みの電子化	電子申請の対象となる講座を年間 116 講座に拡充しました。	実施	完了 (事業は継続)
(7)	市税等の納付環境整備	市税等納期限お知らせメールは実施しました。市税等の納付方法の拡充は引き続き検討します。	実施	継続
(8)	申請書ダウンロード利用の拡充	申請書ダウンロードページの月間アクセス数の目標値を、平成 24 年度(2012 年度)は 1,800 件としましたが、実績値は 14,232 件(記入例ファイルも含む。)となり、目標値を大幅に超えました。	実施	完了 (事業は継続)
(9)	統合型GISの研究	整備方針を決定しました。	実施	整備

(2) 行政の簡素化・効率化・省エネ推進

行政の簡素化・効率化・省エネ推進として 5 つの施策を計画し、実施しました。本計画でも継続することが重要な施策について継続します。

具体的な施策		実施内容	実施状況	本計画
(10)	各種申請書の共通化・簡略化	平成 22 年度(2010 年度)に、対象とした申請書の共通化を実施しました。	実施	完了 (事業は継続)
(11)	ICT 関連消費電力削減	調達基準を定め 100%実施しています。	実施	完了 (事業は継続)
(12)	システム調達ガイドライン	調達の標準化を実施し、SLA の締結は一部で実施しています。	実施	拡充
(13)	既存情報システムの最適化	実施しました。	実施	完了
(14)	ICT 部門の業務継続計画	策定し、継続した見直しを行っています。	実施	充実

(3) 市民の情報サービス利用機会の向上

市民の情報サービス利用機会の向上として 3 つの施策を計画し、実施しました。本計画では、コンピュータウイルスと情報セキュリティ講座については完了とし、市ホームページなどでの情報提供を充実させることに重点を置き続けます。

具体的な施策		実施内容	実施状況	本計画
(15)	I C T・セキュリティ講習会の充実	実施しました。今後は市ホームページなどでの情報提供を充実させます。	実施	完了 (I C T講習会は継続)
(16)	市ホームページの充実	F A Q*コーナーを作成し、拡充しています。	実施	拡充
(17)	住基カード利活用	高齢者の運転免許証自主返納者への住基カードの無料発行を行っています。	実施	継続

*F A Q(Frequently Asked Questions)【エフ・エー・キュー】
「頻繁に尋ねられる質問」の略。
多くの人が同じような質問をすると予想されるとき、そのような質問に対する答えをあらかじめ用意しておくことがある。この Q&A 集のこと。

(4) まちづくり・観光振興・協働

まちづくり・観光振興・協働として 5 つの施策を計画し、実施しました。本計画では、地域の情報化支援及び安心安全情報を継続して拡充します。

具体的な施策		実施内容	実施状況	本計画
(18)	電子アンケート	電子アンケートを開設し実施しています。	実施	継続
(19)	地域の情報化支援	熊谷地域ポータルサイト「あついで.com」、「チャレンジ・ステージくまがや」について継続して拡充しています。	実施	拡充

具体的な施策		実施内容	実施状況	本計画
(20)	安心安全情報の充実	メール配信サービス「メルくま」にて、「火災情報」を追加し、メール配信した内容を市の公式 Facebook、Twitter にも掲載しました。 市職員参集メールシステムについて構築し、継続しています。	実施	継続
(21)	観光ガイドシステムの導入	QR コード*を利用した音声観光ガイドシステムを導入しました。今後は新規の観光・文化財ナビの作成事業に引き継ぎます。	実施	完了
(22)	デジタルミュージアムの開設	デジタルミュージアムを開設し、市ホームページからリンクしています。	実施	完了 (事業は継続)

*QR コード
二次元バーコードの一種で、携帯電話等で利用されている。

(5) 行政システムのセキュリティ向上

行政システムのセキュリティ向上として施策を計画し、実施しました。スパム対策、有害サイトのフィルタリングなど今後も継続した対策が必要であり、継続します。また、情報システムの外部委託監査は引き続き検討します。

具体的な施策		実施内容	実施状況	本計画
(23)	行政システムのセキュリティ向上	スパム対策及びフィルタリングを実施し継続しています。情報システムの外部委託監査は引き続き検討します。	実施	継続

第4章 計画推進のための施策

1 概要

本計画は、情報通信技術の将来的な可能性や先進性に着目しながら、費用対効果の検証を行い計画期間内で実現できる可能性が高いシステム、サービス提供方法等を選択して記載しました。今後の経済情勢によっては事業の延期や見直しが必要となる場合がありますが、事業推進にあたっては経費を最小限に抑え、最大限の効果が得られるよう取り組むことを基本とします。

行政サービスの高度化による利便性の向

(1) eLTAX の利用促進

対象手続の拡充

(2) ゆうゆうバス位置情報取得サービス

バス停での待ち時間短縮

(3) 市税等の納付環境整備

マルチペイメントなどの利用拡充の検討

(4) 統合型GISの整備

統合型GISの整備

(5) 住民票等のコンビニ交付

住民票等のコンビニ交付

行政の簡素化・効率化・省エネ推進

(6) システム調達ガイドライン

S L Aの締結

(7) ICT部門の業務継続計画

ICT部門の業務継続計画の更新

(8) 電子自治体の推進

自治体クラウド等の研究

(9) 庁内ネットワークの整備

庁内ネットワークの再構築

(10) ICT環境の高度化

端末等高度化によるコスト削減研究

(11) 番号制度対応推進

社会保障・税番号制度対応の推進

(12) ワンストップサービス推進

ワンストップサービス推進

市民の情報サービス利用機会の向上

(13) 市ホームページの充実

コンテンツなどの拡充

(14) 総合的なメール配信サービス

メール配信メニューの充実

(15) 住基カード利活用

高齢者の運転免許証返納者への無料発行

(16) 図書館での新規サービス実施

図書館での新規サービスの実施

まちづくり・観光振興・協働

(17) 電子アンケート

市民電子アンケートの継続

(18) 地域の情報化支援

地域ポータルサイトの拡充

(19) 安心安全情報の充実

安心安全情報の充実

(20) 観光・文化財ナビの作成

スマートフォン対応による魅力発信

(21) 避難行動要支援者（災害時要援護者）の避難支援

避難支援システムの整備

行政システムのセキュリティ向上

(22) 行政システムのセキュリティ向上

セキュリティ研修の継続

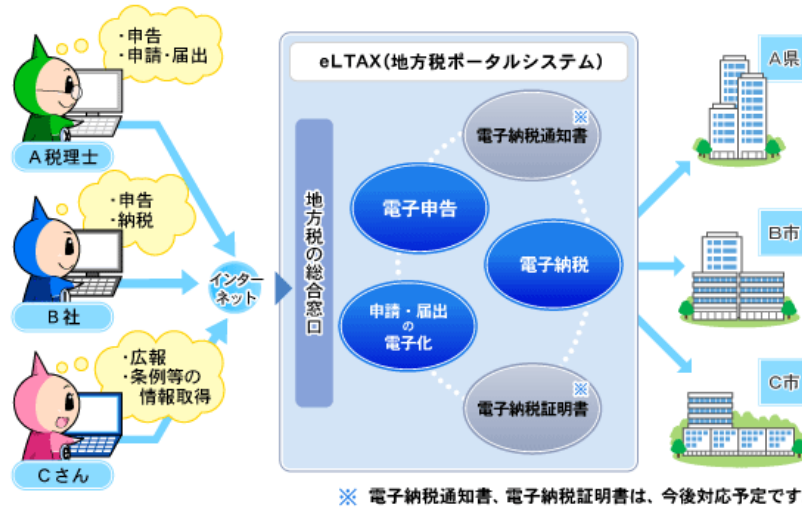
2 具体的な施策

(1) eLTAX の利用促進

市・県民税や固定資産税（償却資産）など地方税の申告、申請、納税など（以下「申告等」といいます。）の手續を、インターネットを利用して電子的に行うシステム「eLTAX」を導入し、平成 21 年度(2009 年度)から運用を開始しています。これまでに、個人住民税で給与支払報告事務など 6 種類、法人市民税で法人市民税申告事務など 5 種類、固定資産税で償却資産申告事務など 3 種類の手続を可能にしました。

さらに、平成 26 年(2014 年)1 月 1 日以後に提出する給与支払報告書については、基準年（前々年）に国税庁（税務署）に提出する給与所得の源泉徴収票の提出枚数が 1,000 枚以上の事業者などについては、市に提出する給与支払報告書についても、eLTAX 又は光ディスク等により提出することが義務づけられていることから、eLTAX 利用率の向上が見込まれます。

今後も対象となる手續を拡充し、より一層の向上に努め、電子納税について検討し市民の利便性の向上を目指します。



（出典：一般社団法人地方税電子化協議会 地方税ポータルシステムサイト）

【担当部門：市民税課、資産税課、納税課】

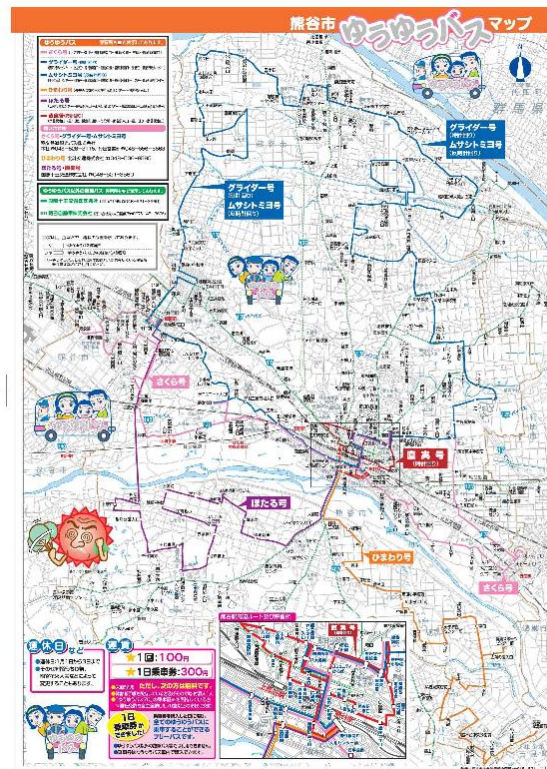
内容	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	備考
対象手續の拡充	● 対象 拡充	● 対象 拡充	● 対象 拡充	● 対象 拡充	● 対象 拡充	対象となる申告 等が拡充された 場合、順次対応し ます。
電子納税の検討	● 検討	● 検討	● 検討	● 検討	● 検討	電子納税につい て検討します。

(2) 「ゆうゆうバス」位置情報取得サービス

市内を循環する「ゆうゆうバス」は、さくら号・グライダー号・ムサシトミヨ号・ひまわり号・ほたる号・直実号の6系統で運行しています。

時刻表については、市ホームページ、熊谷市携帯サイト、「あついぞ.com」にて、路線図については、PDF版を市ホームページで、グーグルマップ版を「あついぞ.com」にてお知らせしています。

今後は、「ゆうゆうバス」の位置情報をモバイル端末で確認できるシステムを整備し、バス停での待ち時間の短縮などの利便性の向上を目指します。



(熊谷市ホームページ ゆうゆうバス路線図)

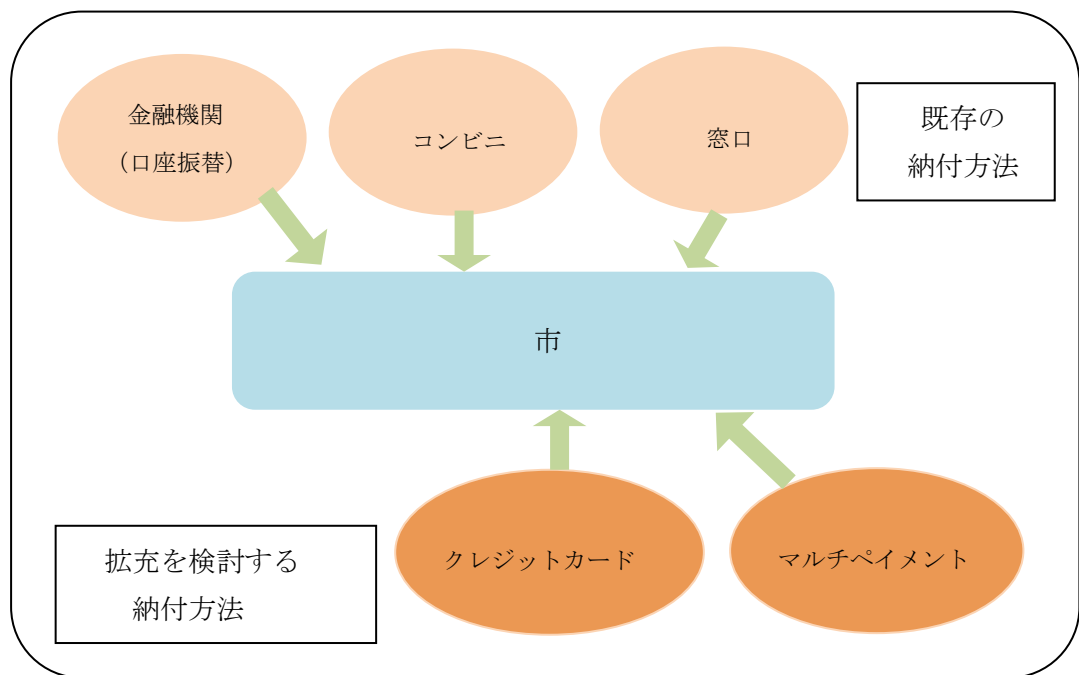
【担当部門：企画課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
システム管理事業者との調整	●→ 調整					システム管理事業者との調整を行います。
バス事業者との調整	●→ 調整					バス業者との調整を行います。
システムの整備		●→ 整備	→ 運用	→ 運用	→ 運用	システムの導入を目標とします。

(3) 市税等の納付環境整備

市税等の納付方法として、窓口での納付、口座振替による納付及びコンビニエンスストアによる納付が可能です。

今後はさらなる納付環境の拡充として、クレジットカードによる納付、マルチペイメントネットワーク (MPN) *による納付を検討し、市民の利便性の向上を目指します。



*マルチペイメントネットワーク(MPN)【エム・ピー・エヌ】
多くの金融機関と収納機関（地方公共団体など）を通信回線で結び、公共料金をパソコン、携帯電話、ATMなどでの支払いを可能とするネットワークのこと。

【担当部門：納税課、出納室、営業課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
市税等の納付環境の整備	● 検討	● 検討	● 検討	● 検討	● 検討	必要となる経費と利便性について検討します。
上下水道料金の納入方法拡充	● 検討	● 検討	● 検討	● 検討	● 検討	必要となる経費と利便性について、検討します。

(4) 統合型GISの整備

統合型GIS*とは、市内で共用できる空間データ*を「共用空間データ」として一元的に整備・管理し、各部署において活用する市内横断的なシステム（技術・組織・データの枠組）です。

この統合型GISを活用する主な効果は次のとおりです。

- 高度化・多様化した住民ニーズに対応した質の高い行政サービスの実現
- ワンストップサービスとの連携
- 災害対策への活用
- 新たに地図情報を整備する業務の費用や時間の縮減
- 情報の正確性の向上

この統合型GISの整備方針は平成25年(2013年)度に決定しており、今後は、共用空間データの整備・統合を進め効率的な導入を行います。



*GIS (Geographic Information System)【ジー・アイ・エス】
デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータを統合的に扱う情報システムのこと。

*空間データ
道路や河川や建物といった、様々な分野で共有が出来る情報が入った基本地図のことで、統合型GISの核となるデータのこと。

(出典：NPO 国土空間データ基盤推進協議会 統合型GISポータルサイト)

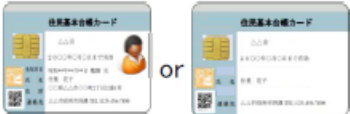

【担当部門：情報政策課、資産税課、福祉課、長寿いきがい課、障害福祉課、農地整備課、都市計画課、開発審査課、建築審査課、管理課、下水道課、工務課、農業委員会事務局、社会教育課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
既存データの整備・統合	● 整備 統合	● 整備 統合	● 整備 統合	● 整備 統合		現データの整備・統合をします。
新規データの整備	● 整備	● 整備				新データの整備をします。
統合型GISの準備			● 準備	● 準備	● 準備	統合型GISを平成31年度(2019年度)に稼働する準備をします。

(5) 住民票等のコンビニ交付

平成 28 年(2016 年)1 月以降に交付が始まる予定の「個人番号カード」を利用し、住民票等をコンビニエンスストアで取得ができるようにし、市民の利便性の向上を目指します。

対象者は、個人番号カードに住民票等のコンビニ交付を行うための暗証番号を登録した市民となります。

	住民基本台帳カード	個人番号カード
1 様式	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する可能性あり) ○顔写真を券面に記載
2 作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○即日交付又は窓口へ2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を確認する場面が飛躍的に増加(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村による独自サービス拡大の可能性

(出典：内閣官房 社会保障・税番号制度の概要)

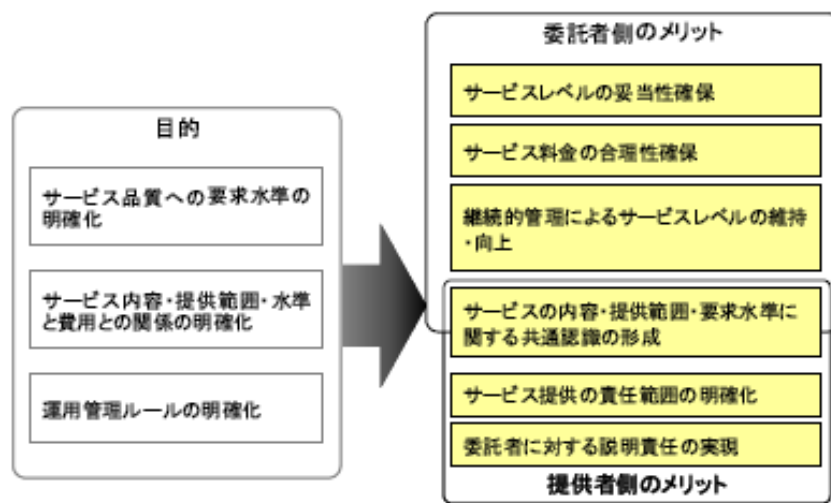
【担当部門：市民課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
住民票等のコンビニ交付	●	●	●	●	●	平成 28 年度(2016 年度)内に交付を始めることを目標とします。

(6) システム調達ガイドライン

電算システムなどの調達では、システム調達ガイドラインを策定し、調達の標準化を行い、総合評価方式での提案型コンペを実施し、透明性を確保した調達を行っています。

今後は、提供されるべきサービスの水準などを定めるSLAの締結を進め、より一層、費用対効果の高いシステムを調達していきます。



(出典：独立行政法人情報処理推進機構 情報システムに係る政府調達へのSLA導入ガイドライン)

【担当部門：情報政策課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
SLAの締結	●	●	●	●	●	SLAの締結範囲を拡大します。

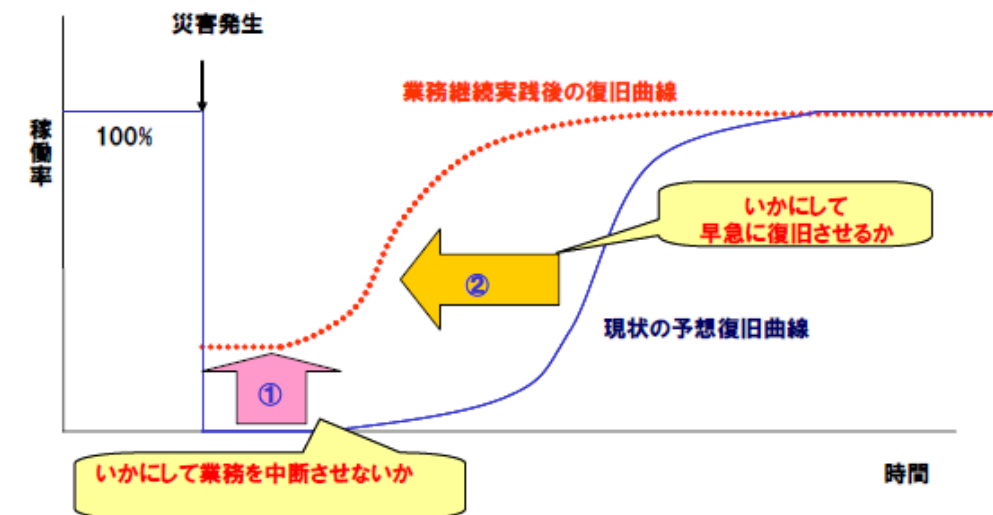
(7) ICT部門の業務継続計画

地方公共団体は、災害時において、地域住民の生命、身体への安全確保、被災者支援、企業活動復旧のために、災害応急業務、復旧業務及び平常時から継続しなければならない重要な業務を実施していく責務を負っており、これらの業務の継続を確保するためには、情報システムがまさに不可欠であり、災害時に情報システムが稼働していることは極めて重要になります。

情報システムは、平常時からの業務継続の備えがないと、被害を受けてからの事後的な復旧に多くの時間を要してしまう特性が強く、また、住民情報などを失ってしまえば、その回復に多くの時間を要し、甚大で回復困難な影響を住民・企業に生じさせてしまうため、ICT部門の業務継続計画を策定しました。

さらに東日本大震災において得られた教訓から災害時の初動対応が重要であるとの認識のもとICT部門の業務継続計画を改訂しています。

今後、東日本大震災を踏まえ、最新の科学的知見や新たな検証に基づく被害想定に対応すべく、ICT部門の業務継続計画を更新します。



(出典：総務省 地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドラインの概要)

*BCP (Business Continuity Plan)【ビー・シー・ピー】
災害による影響度を認識し、発生時の事業継続を確実にするため、必要な対応策を策定したもの。

【担当部門：情報政策課】

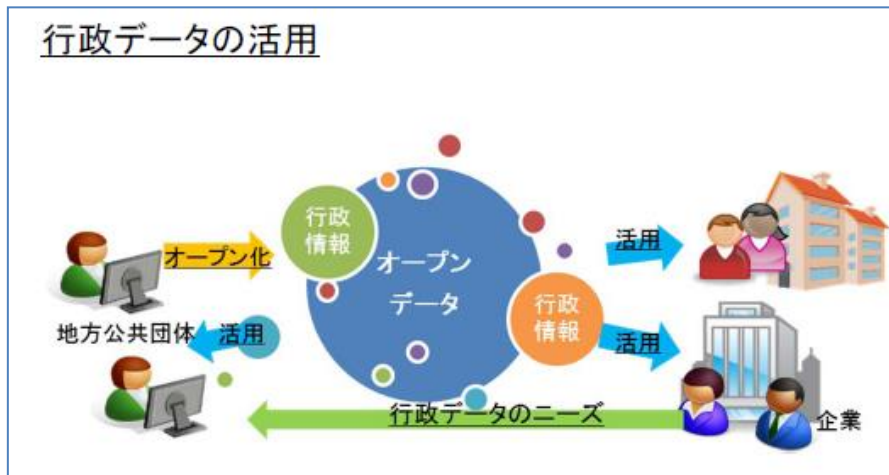
内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
ICT部門の業務継続計画の更新	更新	継続	継続	継続	継続	平成26年度(2014年度)に更新し、以降も継続して実施します。

(8) 電子自治体の推進

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の成立及び「世界最先端 IT 国家創造宣言」の閣議決定を受け、総務省では、今後の電子自治体推進の加速に係る指針の策定に向け、「電子自治体の取組みを加速するための検討会」が平成 25 年(2013 年)7 月から開催され今後の電子自治体推進施策を検討しています。

この電子自治体推進施策「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」から本市で必要な施策を実施します。

- 自治体クラウド（クラウド技術を活用した共同利用）の研究
- オープンデータ化の推進



(出典：総務省 電子自治体の取組みを加速するための検討会 資料)

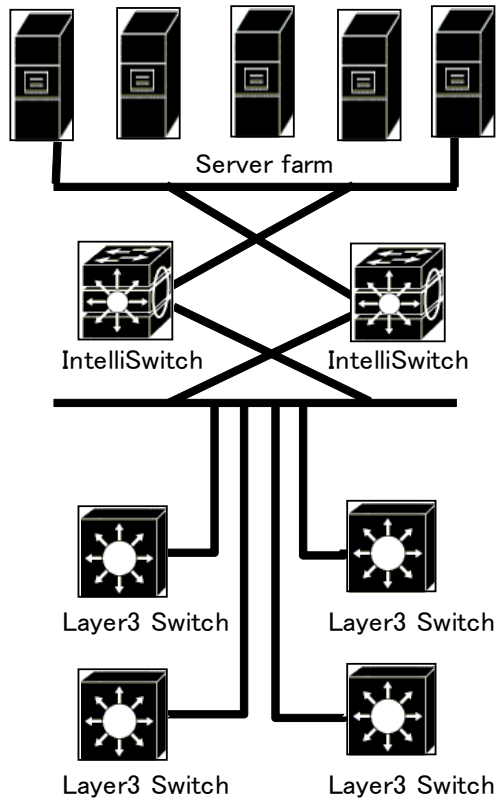
【担当部門：情報政策課】

内容	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	備考
クラウド技術を活用した共同利用の研究	●	●	●	●	●	平成 30 年度(2018 年度)中の整備方針決定を目標とします。
オープンデータ化の推進	●	●	●	●	●	平成 28 年度(2016 年度)中の一部実施を目標とします。

(9) 庁内ネットワークの整備

本庁舎、分庁舎及び各施設内の庁内ネットワークを、災害に強く、安定した通信のために、再構築します。

ネットワークの再構築では、必要となる災害対策及び能力の見直しを行います。



(庁内ネットワーク イメージ図)

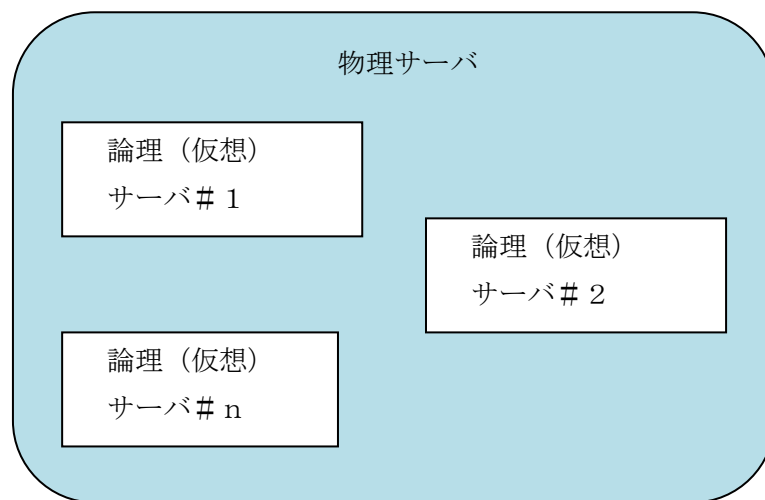
【担当部門：情報政策課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
庁内ネットワークの整備			●	→	→	見直しを行い整備します。

(10) ICT環境の高度化

本市では、これまでICT関連消費電力削減のため「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」に沿った環境配慮製品の購入を継続しています。今後はICT環境の高度化の研究を行い、ICT費用の削減などに取り組みます。

- サーバ仮想化*によるTCO*の削減
- タブレット端末利用の研究
- クラウドにおけるシンクライアント端末*利用の研究



***サーバ仮想化**

物理的に1台のサーバを複数台の仮想的なサーバに分割し、それぞれに別のOSやアプリケーションソフトを動作させる技術のこと。

***TCO (Total Cost of Ownership)【ティー・シー・オー】**

総保有費用のこと。導入から廃棄までに必要な総費用のこと。

***シンクライアント (thin client)**

パソコン等の端末で必要最小限の処理を行い、ほとんどの処理をサーバ側で行う技術で使用する端末のこと。

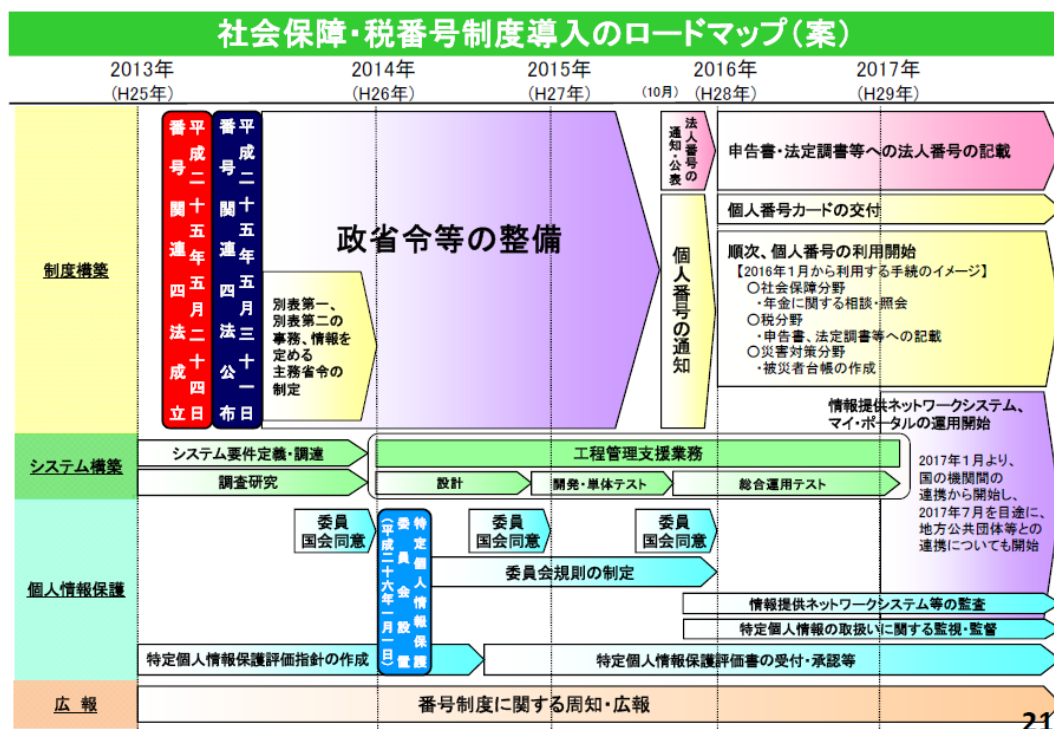
【担当部門：情報政策課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
サーバ仮想化によるTCOの削減	● 研究	● 一部 実施	● 一部 実施	● 一部 実施	● 一部 実施	平成27年度(2015年度)に一部で実施します。
タブレット端末利用の研究	● 研究	● 研究	● 一部 実施	● 一部 実施	● 一部 実施	平成28年度(2016年度)に一部で実施します。
シンクライアント端末利用の研究	● 研究	● 研究	● 研究	● 一部 実施	● 一部 実施	平成29年度(2017年度)に一部で実施します。

(11) 番号制度対応推進

社会保障・税番号制度（番号制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

本市においても、番号制度導入によるメリットを最大限活用できるようにするとともに、安心・安全の確保を確実にを行います。



(出典：内閣官房 社会保障・税番号制度の概要)

【担当部門：関係各課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
番号制度対応 システムの構築	●	→	→			番号制度に対応するシステムに更新します。

(12) ワンストップサービス推進

市民課窓口では、すでに税関係証明を含め複数の手続で来庁される市民の皆様をワンストップで受付する総合窓口を設置しています。

今後、市民の皆様のご利便性をさらに向上させるためワンストップサービスの拡大を実現します。



(平成 25 年 4 月 1 日現在)

【担当部門：行政改革推進室、関係各課】

内容	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	備考
ワンストップサービスの拡大	●	●	●	●	●	本庁舎耐震化工事にあわせ拡大します。

(13) 市ホームページの充実

市ホームページは、市民の皆さまへ行政情報などを案内するとともに、市内の方へ本市への理解を深めていただけるよう幅広い情報やイベント情報などを提供しています。また、子どもやお年寄り、障害を持った方、外国の方など誰もが分かりやすく、使いやすいホームページを目指しています。

現在、市ホームページではパソコン向けサイト、携帯電話向けサイト、英語対応ページ（自動翻訳）等、様々な情報伝達方法を用意しています。

携帯向けサイトでは、施設予約、図書館蔵書検索・予約、「ゆうゆうバス」の時刻表、観光案内、イベントといった便利な情報や、災害時避難場所など「いざというとき」に必要な情報も配信のほか、熊谷市歌の着信メロディダウンロードや携帯電話の待受け画面のダウンロードのようなページもあります。

また、電子版市報については、平成24年度(2012年度)からPDF版に加えて電子書籍版を公開しています。

今後は、近年利用者が増加しているスマートフォンに対応したページを増やし、更なる利便性向上を目指します。

あわせて、市民の皆さまが必要とする情報を簡単に見つけられるように、トップページを始めとした各ページの構成やデザインを随時見直していきます。



(熊谷市ホームページ)

【担当部門：広報広聴課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
コンテンツなどの拡充	●	●	●	●	●	継続して拡充します。
スマートフォン対応		●	●	●	●	平成27年度(2015年度)に実施します。

(14) 総合的なメール配信サービス

平成 21 年度(2009 年度)から熊谷市メール配信サービス「メルくま」を運用しています。また、平成 24 年度(2012 年度)には、メール配信した内容を市の公式 Facebook や Twitter にも発信しています。

さらに、埼玉新聞社と協力して本市に関する最新の情報を毎月配信するメールマガジン「ふるさとメール」の配信も行っています。

今後も新しい購読者獲得に向けて、配信メニューの検討や各担当課に内容の充実を促していきます。

メール配信サービス「メルくま」
メニュー一覧表

No.	情報名	配信内容
1	くらしの情報	市からの最新情報、注目情報など
2	子育て情報	子育て広場、イベント情報やこどもの健康情報など
3	こどもセンター情報	こどもセンター事業など小・中学生の体験活動の情報
4	シルバーライフ情報	後期高齢者医療保険料の納期や制度 シルバースポーツやイベント、長寿クラブのお知らせ
5	水曜日“燃えないごみ”メール	水曜日の燃えないもの(カン・ビン・ペットボトル・不燃ごみ)の 収集品目を火曜日にお知らせ
6	観光・イベント情報	市内の観光、イベント、フィルムコミッション情報
7	スポーツ情報	市内で開催されるスポーツ、イベント情報
8	防犯・交通安全情報	市内や近隣の不審者情報、振込め詐欺等の防犯情報、交通 安全情報
9	防災無線情報	防災行政無線の放送内容
10	火災情報	市内での火災発生についての情報
11	気象・震度情報	市内の気象注意報、警報の発令、地震発生時の震度(3以 上)
12	災害情報	平常時: 防災のお知らせ 非常時: 避難情報、被害情報、災害対策本部情報など
13	選挙情報	選挙期日、投票所の変更、期日前投票情報や、開票速報な ど
14	ニャオざね&市民活動情報	ニャオざねの出没情報、市民活動団体のイベント情報や助成 金など
15	道の駅めぬま情報	道の駅めぬまで開催されるイベント・講習会の情報
16	市税納期限のお知らせ	各市税の納期限のお知らせ
17	市史編さん室情報	刊行物のお知らせ、調査協力をお願い
18	中央公民館情報	中央公民館での学級・講座のご案内
19	文化会館情報	ホールと市民ギャラリー催物のご案内
20	図書館企画展情報	熊谷図書館展示室における企画展の開催情報
21	星月夜メール	プラネタリウム館の投影番組案内、天体観察情報など
22	さくらめいと・あすねっと・ピピ ア情報	さくらめいと・あすねっと・ピピアでの自主事業のご案内

(出典：熊谷市くらしのカレンダー)

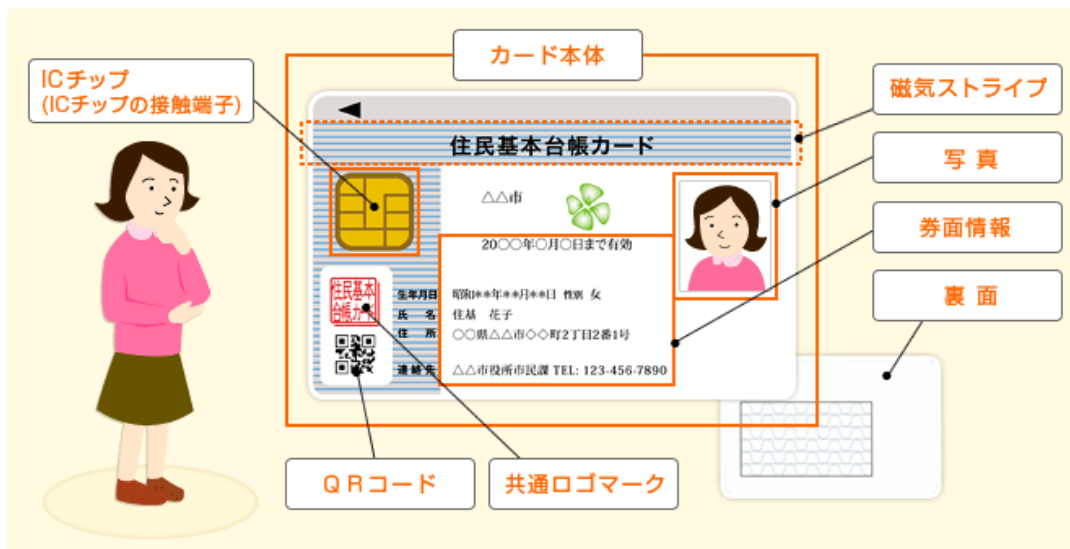
【担当部門：広報広聴課】

内容	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	備考
総合的なメール配信サービスの充実	●	●	●	●	●	総合的なメール配信の充実を継続します。

(15) 住基カード利活用

本市では現在、交通事故抑止対策を目的に、高齢者の運転免許証自主返納を促す事業を実施しています。70歳以上の方が有効期限内の運転免許証を自主返納した場合、運転免許証に代わる身分証明書として使用できる顔写真付きの住民基本台帳カード（有効期限10年）を無料で発行しています。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、平成28年(2016年)1月以降の新規発行は行いませんが、平成27年(2015年)12月以前に発行された住基カードは、有効期限内は引き続き利用できる予定です。



(出典：総務省 住民基本台帳カード総合情報サイト)

【担当部門：市民課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
自主返納者への住基カードの 無料発行	●	→				平成27年(2015 年)12月まで発行 します。

(16) 図書館での新規サービス実施

熊谷市立図書館では、すでにインターネットによる蔵書の検索・予約を実施しています。今後市民からの要望が多い新たなサービスを実施します。

- 電子ブックの貸出し
- 利用カードの新規申込み時のインターネットを利用した受付、仮発行・仮予約受付
- 予約とリクエスト（未所蔵資料への予約）を分けて扱い、インターネットを利用したリクエストの受付
- 読書通帳の発行
- 自動貸出機による貸出し



(熊谷市立熊谷図書館)

【担当部門：熊谷図書館】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
新規サービスの実施	●	●	●	●	●	平成 29 年(2017年)3 月の開始を目標とします。

(17) 電子アンケート

市民との協働による市の施策立案に役立てる仕組みとして、市民電子アンケートを開設し、市ホームページを通じて、市民の意見を広く集め、施策やイベントなどの企画に市民の意見を活用しています。

今後も継続します。

この情報は皆さまのお役に立ちましたか？

お寄せいただいた評価はサイト運営の参考といたします。

■ この情報は皆さまのお役に立ちましたか？

点数: 役に立った どちらとも言えない 役に立たなかった

(熊谷市公式ホームページ 各ページのアンケート)

【担当部門：広報広聴課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
市ホームページでのアンケート	●—————▶					市ホームページでのアンケートを継続します。
	継続	継続	継続	継続	継続	

(18) 地域の情報化支援

地域の情報化支援として、熊谷地域ポータルサイト「あついぞ.com」にて市内のイベント情報発信や店舗・会社のホームページへのリンクを掲載しているほか、地元企業をインターネット上で紹介することにより市内産業の振興を図ることを目的とした企業紹介支援サイト「チャレンジ・ステージくまがや」を運営しており、引き続き、市内産業の振興のため、市内企業をデータベース化したサイトを運営しています。

今後は、「チャレンジ・ステージくまがや」の内容を拡充し情報を掲載することにより、企業、市民双方にとって有益なサイトにしていきます。

- 事業者情報: 代表者氏名や所在など基本的な情報及び紹介コメントや自慢の逸品などの情報
- ビジネス情報: 他の事業者への協力の呼びかけ、お知らせしたい新技術・サービスなどの情報
- ホットな情報: 消費者へお知らせしたい製品や商品・サービスなどの情報
- 求人情報: 登録している事業者が募集している求人の情報
- CSR情報: 環境活動やボランティアの取組など、企業の社会的責任(CSR)に関する情報



(あついぞ.com)



(チャレンジ・ステージくまがや)

【担当部門：企業活動支援課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
「チャレンジ・ステージくまがや」の拡充	●	●	●	●	●	継続して拡充します。

(19) 安心安全情報の充実

防犯・防災行政無線については、気象条件や周辺環境に影響される場合があり、最近では住宅の遮音性の向上により、聞き取りにくい状況も生じています。

聞き取りにくい場合などの対策として、パソコン及び携帯電話等へのメール配信に加え、市公式 Facebook や Twitter でも発信し、より広い層への情報の伝達に努めています。

今後は、防災行政無線（固定系）の設備をデジタル化整備することにより、アナログ3波からデジタル1波に電波統合します。

放送が聞き取れなかった場合の新たな対策として、電話応答機能を追加することにより、内容を音声で確認できるようにします。

また、災害時にすばやい被災者対応ができるように、市職員参集メールシステムを継続します。

情報名	配信内容
防犯・交通安全情報	市内や近隣で発生した不審者情報、振込め詐欺、悪質商法や架空請求などの防犯情報や交通安全に関する情報
防災無線情報	防災行政無線の放送内容
火災情報	市内での火災発生についての情報
気象・震度情報	市内の気象情報、地震発生時の熊谷市の震度(3以上) 気象情報の配信項目 注意報:大雨・洪水・強風・大雪・霜・風雪 警報:大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪
災害情報	平常時:防災のお知らせ 非常時:避難情報、被害情報、災害対策本部情報など

(メール配信サービス「メルくま」 安心安全情報)

【担当部門：危機管理室、広報広聴課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
メール配信サービスの継続	● 継続	● 継続	● 継続	● 継続	● 継続	継続します。
市職員参集メールシステム	● 継続	● 継続	● 継続	● 継続	● 継続	継続します。
防災行政無線のデジタル化	● 実施 設計	● 整備	● 整備	● 整備	● 継続	平成 27 年度 (2015 年度)から 3 か年で整備し ます。

(20) 観光・文化財ナビの作成

市内に所在する名所・観光スポット・文化財・お祭り・イベント・公共施設・店舗等の地図情報・内容等についての情報を、スマートフォンの無料AR*アプリなどを使用した現地への誘導システムを構築し、熊谷の魅力について広く情報発信を行います。

- 現在いる場所から目的とする場所までのルートを、車・バス・電車等の交通機関別にスマートフォンで得ることができ、目的地の詳細情報もARで表示でき、利用者の利便性が向上する。
- 新たな説明板や看板の設置が必要なく、最新の情報を常に表示できる。



(出典：国土交通省 ARによる訪日外国人旅行者への案内情報の提供に向けて (パンフレット))

*AR(Augmented Reality)【エー・アール】
拡張現実のこと。ARアプリを使いスマートフォンに写真をかざすと動画を自動再生させるなどができる。

【担当部門：商業観光課、大里行政センター産業建設課、妻沼行政センター産業建設課、江南行政センター産業建設課、社会教育課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
熊谷観光・文化財ナビの整備	準備	整備稼動	継続	継続	継続	平成27年度(2015年度)中に整備します。

(21) 避難行動要支援者（災害時要援護者）の避難支援

災害時の避難行動要支援者（改正前の災害対策基本法では災害時要援護者）の安全確保対策のため、要支援者の情報を迅速に活用でき、個別支援計画の作成と台帳管理が行えるシステムを整備します。また、平常時には要支援者の見守り活動に活用します。

登録の対象者は、介護保険法における「要介護3」以上の方、身体障害者手帳2級以上の方、療育手帳の㊸及びAの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、65歳以上の方のみで構成する世帯及びこれらに該当しない方で支援を希望する方とします。

第2章 災害予防計画

第11節 災害に備えた体制整備

第10 災害時要援護者の安全対策

2 在宅の災害時要援護者の対策

市（福祉部）は、災害時要援護者の避難支援ガイドライン（内閣府、平成18年3月）に基づき、個々の災害時要援護者の避難支援体制の確立に努める。

(1) 在宅の災害時要援護者の把握

在宅の災害時要援護者の「名簿」あるいは「災害時要援護者マップ」等を作成し、在宅の災害時要援護者の所在、緊急連絡先等を把握する。

なお、「名簿」あるいは「災害時要援護者マップ」等個人情報の記載あるものについては、その取扱に十分配慮する。

（出典：熊谷市地域防災計画〔平成24年6月〕）

【担当部門：福祉課、長寿いきがい課、障害福祉課】

内容	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)	30年度 (2018 年度)	備考
避難支援システムの整備	● 運用 開始	● 拡充	● 拡充	● 拡充	● 拡充	平成25年度 (2013年度)中に システムを導入 し、登録者等を 拡充します。

(22) 行政システムのセキュリティ向上

本市では、情報セキュリティポリシーを策定し、情報資産を様々な脅威から守るため各種のセキュリティ対策を実施しています。

今後は、さらなるセキュリティ向上策として、職員のセキュリティ研修を継続するとともに情報システムの外部委託先に対する監査にも取り組みます。



(平成 25 年度情報セキュリティ研修)

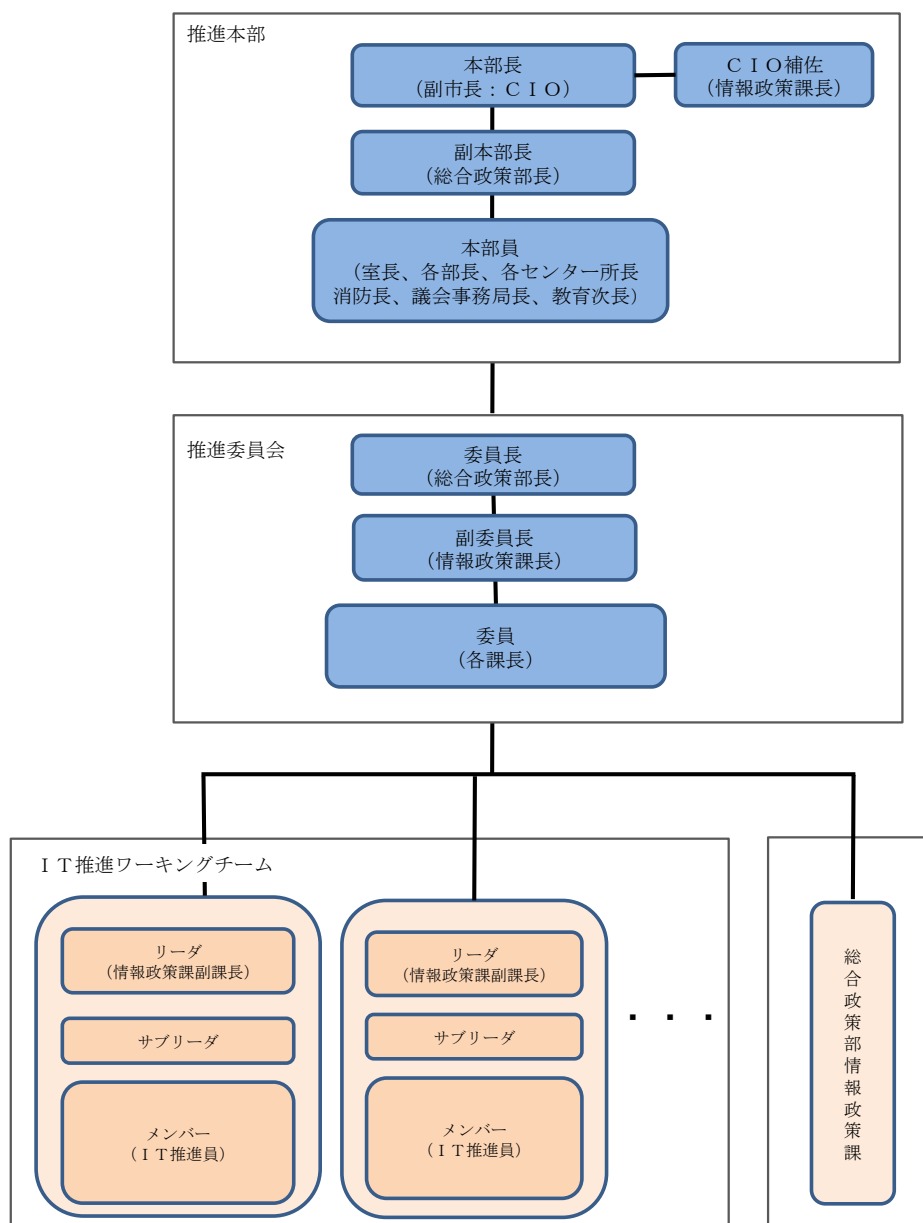
【担当部門：情報政策課、職員課】

内容	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	備考
職員のセキュリティ研修	● 継続	● 継続	● 継続	● 継続	● 継続	セキュリティ研修を継続します。
情報システムの外部委託先監査	● 検討	● 実施	● 継続	● 継続	● 継続	平成 26 年度(2014 年度)中に検討し、平成 27 年度(2015 年度)より実施します。
内部監査の実施	● 継続	● 継続	● 継続	● 継続	● 継続	内部監査の実施を継続します。

3 推進体制

本計画を実現するため、熊谷市 I T 推進本部設置要綱に基づき熊谷市 I T 推進本部、推進委員会を設置し、更に熊谷市 I T 推進ワーキングチーム設置規定に基づく I T 推進ワーキングチームで課題検討などを行います。

熊谷市における I T 推進体制



*C I O 補佐
情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し C I O 及び各所管部門の長に対する支援・助言等を行う者。